

自己点検シート

サービス種別	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
--------	---------------------------

記入日 : 令和 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号									
フリガナ									
事業所名									
住所	(〒 —)								
連絡先	電話		F A X						
	メールアドレス								
開設年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日								
指定年月日	令和 年 月 日								
管理者	職名		氏名						
記載担当者	職名		氏名						

指定特定相談支援事業

指定障害児相談支援事業

根拠条文略称

- ①法……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- ②児福法……………児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ③規則……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）
- ④児福法規則…児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ⑤省令28……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）
- ⑥省令29……………児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
- ⑦障発0330……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ⑧告示125……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）
- ⑨告示126……………児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ⑩平18障発……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ⑪告示180……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月27日厚生労働省告示第180号）
- ⑫告示115……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準二号イ(1)の規定に基づき労働大臣が定める者（平成30年3月22日厚生労働省告示第115号）
- ⑬告示116……………児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年3月22日厚生労働省告示第116号）
- ⑭告示176……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月23日厚生労働省告示第176号）
- ⑮告示233……………児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成24年3月30日厚生労働省告示第233号）
- ⑯告示181……………児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
第1 基本方針						省令28第2条
	(1) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業は、利用者又は障害児の保護者(障害児又は障害児の保護者)(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第1項 省令29第2条第1項
	(2) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業は、利用者(障害児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第2項 省令29第2条第2項
	(3) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業は、利用者(障害児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第3項 省令29第2条第3項
	(4) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業は、利用者等に提供される福祉サービス事業が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業(障害児通所支援事業)を行う者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第4項 省令29第2条第4項
	(5) 事業者は、市、障害福祉サービス事業(障害児通所支援事業)を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第5項 省令29第2条第5項
	(6) 事業者は、利用者が指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への意向の推進に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第6項
	(7) 事業者は、自ら提供する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第7項 省令29第2条第7項
	(8) 事業者は、利用者(障害児)の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第8項 省令29第2条第8項
	(9) 事業者は、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供の終了に際しては、利用者(障害児)又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第2条第9項 省令29第2条第9項
第2 人員に関する基準						
1 従業者	(1) 事業所ごとに、専らその職務に従事(専従)する相談支援専門員を置いているか。 ただし、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 専ら… 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。 この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第3条第1項 省令29第3条第1項 障発0330第二1(1)
	(2) 相談支援専門員が担当する利用者(障害児)が利用する指定障害福祉サービス事業所(指定自立生活援助事業所を除く)、指定障害児通所支援事業所、指定障害支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所の業務と兼務する場合には、指定障害福祉サービス事業所等(指定障害児通所支援事業所等)の中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等(指定障害児通所支援事業所等)と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者(障害児等)が利用する指定障害福祉サービス事業所等(指定障害児相談支援事業所等)の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)を実施しているか(支給決定(通所給付決定)の更新又は支給決定(通所給付決定)の変更に係るサービス利用支援(障害児支援利用援助)についても同じ。) ① 身近な地域に指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)がない場合 ② 支給決定(通所給付決定)又は支給決定(通所給付決定)の変更によりサービス内容に著しく変動があったもののうち、当該支給決定から概ね3ヶ月以内の場合(サービス利用支援(障害児支援利用援助)とその直後の継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)の変更に当たっては利用者(障害児の保護者)が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。) ③ その他市がやむを得ないと認める場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		障発0330第二1(1)

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
(1 従業者)	相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。 ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)又は指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を提供した計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)の数を指し、当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)が指定障害児相談支援事業所(指定特定相談支援事業所)も一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助(指定サービス利用支援)又は指定継続障害児支援利用援助(指定継続サービス利用支援)を提供した障害児相談支援対象保護者(計画相談支援対象障害者等)の数についても含むものとする。					障発0330第二1(1)
	(3) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)の数(当該指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)が、指定障害児相談支援事業者(指定特定相談支援事業者)の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業と指定障害児相談支援(指定計画相談支援)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業における計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)の数及び指定障害児相談支援(指定特定相談支援)の事業における障害児相談支援対象保護者(計画相談支援対象障害者等)の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1としているか。 ※ 上記の計画相談支援対象者等の数は、前6月の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定値とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第3条第2項 省令29第3条第2項
	(4) 事業所に相談支援員(専ら当該事業所の職務に従事する者であつて社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を配置している事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。 ① 当該事業所が機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用支援費)の算定要件を満たしていること。 ② 当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。 ※相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務(基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務)に従事させることはできるものとする。ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市が認める場合に限る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第3条第4項 省令29第3条第4項
2 管理者	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第4条 省令29第4条
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 事業所の指定は、原則として指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定しているか。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されているか。 イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないか。 ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えない。 ② 運営に関する要件 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われているか。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されているか。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行われる体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)であるか。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制であるか。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められているか。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第4条の2 省令29第4条の2

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
第3 運営に関する基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 利用の申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)(以下「利用申込者」という。)に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)を記した文書(障害の特性に応じたわかりやすい説明書やパンフレット等)を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援(障害児相談支援)の提供の開始について同意を得ているか(同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第5条第1項 省令29第5条第1項
	(2) 利用契約をしたときは、利用申込者に対し、社会福祉法 第77条の規定に基づき書面(契約書、重要事項説明書)の交付を行う場合は、利用者(障害児)の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第5条第2項 省令29第5条第2項
	(3) 利用者との間で指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したとき、下記の内容を記載した書面を交付しているか。 <input type="checkbox"/> ① 事業の経営者の名称及び主たる事業所の所在地 <input type="checkbox"/> ② 事業の経営者が提供する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の内容 <input type="checkbox"/> ③ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 <input type="checkbox"/> ④ サービスの提供開始年月日 <input type="checkbox"/> ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障発0330第22(1)
2 契約内容の報告等	(1) 利用に係る契約をしたときは、その旨を市に対し遅滞なく報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第6条第1項 省令29第6条第1項
	(2) サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成したときは、その写しを市に対し遅滞なく提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第6条第2項 省令29第6条第2項
	(3) モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市に報告しているか。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③ モニタリング実施月を設定し直す必要がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障発0330第22(2)
3 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由がなく、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供を拒んではないか。 ※ 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者(及び利用申込者に係る障害児)の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者(及び利用申込者に係る障害児)に対し自ら適切な相談支援(指定障害児相談支援)を提供することが困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第7条 省令29第7条 障発0330第22(3)
4 サービス提供困難時の対応	(1) 正当な理由により、利用申込者(及び利用申込者に係る障害児)に対し、自ら適切な指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第8条 省令29第8条
5 受給資格の確認	(1) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証(通所受給者証)によって、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の支給対象者であること、法第5条第23項(児童福祉法第6条の2の2第9項)に規定する主務省令(内閣府令)で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援支給決定(通所給付決定)の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第9条 省令29第9条
	(2) 事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)を受けていない障害者等(障害児の保護者)について、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)を作成するときは、当該障害者等(障害児の保護者)の提示する市が通知したサービス等利用計画案提出依頼書(障害児支援利用計画案提出依頼書)によって、市からサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の提出の依頼を受けた者であることを確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障発0330第22(5)
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	(1) 支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)の申請について、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第10条 省令29第10条

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
7 身分を証する書類の携行	(1) 相談支援専門員(又は相談支援員)に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族(障害児又はその家族)から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第11条 省令29第11条
	(2) 身分を証する証書等について、下記の項目の記載があるか。 <input type="checkbox"/> 事業所の名称 <input type="checkbox"/> 従業者の氏名 <input type="checkbox"/> 従業者の写真の貼付 <input type="checkbox"/> 従業者の職能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		障発0330第二2(7)
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 法定代理受領を行わない指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供した際は、指定計画相談支援給付費決定障害者(指定障害児相談支援対象保護者)から法第51条の17第2項(児童福祉法第24条の26第2項)の規定により算定された指定計画相談支援(指定障害児相談支援)給付費の額(その額が現に当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要した費用の額)の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第12条第1項 省令29第12条第1項
	(2) (1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援給付費決定障害者等(指定障害児相談支援対象保護者)の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援給付費決定障害者等(指定障害児相談支援対象保護者)から受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第12条第2項 省令29第12条第2項
	(3) (1)及び(2)の費用を受領した場合に、計画相談支援給付費決定障害者等(指定障害児相談支援対象保護者)に対し領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第12条第3項 省令29第12条第3項
	(4) (2)の交通費については、計画相談支援給付費決定障害者等(指定障害児相談支援対象保護者)に対しあらかじめサービス内容及び費用について説明をし、同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第12条第4項 省令29第12条第4項
9 利用者負担額に係る管理	(1) 事業者は、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供している計画相談支援対象障害者等(指定障害児相談支援対象保護者に係る障害児)が当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等(指定通所支援)につき法第29条第3項第2号(児童福祉法第21条の5の3第2項第2号)に掲げる額の合計額(以下この条において「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。 この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該指定計画相談支援対象障害者等(当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児)に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等(指定障害児通所支援事業者)に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第13条 省令29第13条
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 事業者は、法定代理受領により市から指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に係る指定計画相談支援(指定障害児相談支援)給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援給付費決定障害者(指定障害児相談支援対象保護者)に対し、当該指定計画相談支援給付費決定障害者等に係る計画相談支援給付費(当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費)の額を通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第14条第1項 省令29第14条第1項
	(2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等(指定障害児相談支援対象保護者)に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第14条第2項 省令29第14条第2項
11 指定計画相談支援の具体的な取扱方針	(1) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の方針は、第11に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。					省令28第15条第1項 省令29第15条第1項
	① 管理者は、相談支援専門員(又は相談支援員)に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第1項第1号 省令29第15条第1項第1号
	② 相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第1項第2号 省令29第15条第1項第2号
	③ 相談支援の提供に当たっては、利用者等(障害児等)の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者(障害児)又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者(障害児の家族)による支援等適切な手法を通じて行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第1項第3号 省令29第15条第1項第3号

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
	<p>(2) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)における指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)の方針は、省令28第2条(省令29第2条)に規定する基本方針及び省令28第15条第1項(省令29第15条第1項)に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>※ 相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要がある。また、相談支援員については、次に掲げる業務のうち、⑩～⑭までの業務を単独で行うことはできないものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わることが必要である。</p>					省令28第15条第2項 省令29第15条第2項
	<p>① 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に当たっては、利用者(障害児)の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>※ 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」(平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。)を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第1号 省令29第15条第2項第1号 障発0330第2(11)
	<p>② 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に当たっては、利用者(障害児)の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者(障害児)の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第2号 省令29第15条第2項第2号
	<p>③ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に当たっては、利用者(障害児)の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援(指定通所支援)に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援(指定通所支援)以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画(障害児支援利用計画)上に位置付けるよう努めているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第3号 省令29第15条第2項第3号
	<p>④ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成の開始に当たっては、利用者(障害児)等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者(障害児通所支援事業者等)に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者(障害児)又はその家族に対して提供しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第4号 省令29第15条第2項第4号
	<p>⑤ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に当たっては、適切な方法により、利用者(障害児)について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者(障害児)の希望する生活や利用者(障害児)が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第5号 省令29第15条第2項第5号
	<p>⑥ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第6号
	<p>⑦ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、アセスメントに当たっては、利用者(障害児)の居宅等(居宅)を訪問し、利用者(障害児)及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員(又は相談支援員)は、面接の趣旨を利用者(障害児)及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第7号 省令29第15条第2項第6号
	<p>⑧ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、利用者(障害児)についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援(指定通所支援)が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者(障害児)及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項(児童福祉法第6条の2の2第9項)に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案(障害児支援利用計画)を作成しているか。</p> <p>※ モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者(障害児)の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりと内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第8号 省令29第15条第2項第7号 障発0330第2(11)
	<p>⑨ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要とみとめられる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第2項第9号

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
	<p>⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項(児童福祉法第21条の5の5第1項)に規定する介護給付費(障害児通所給付費)等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の内容について、利用者(障害児)又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>※ 相談支援員がサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の原案の作成までの業務を担う場合には提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第2項第10号 省令29第15条第2項第8号 障発0330第二(11)
	<p>⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)を作成した際には、当該サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)を利用者等に交付しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第2項第11号 省令29第15条第2項第9号
	<p>⑫ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)を踏まえてサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者(指定障害児通所支援事業者等)その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。(以下同じ。))の開催等により、当該サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>※ サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置等の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。 様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。 また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第2項第12号 省令29第15条第2項第10号 障発0330第二(11)
	<p>⑬ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の内容について、利用者(障害児)又はその家族に対して説明し、文書により利用者等(障害児等)の同意を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第2項第13号 省令29第15条第2項第11号
	<p>⑭ 相談支援専門員は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成した際には、当該サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を利用者等(障害児等)及び担当者に交付しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第2項第14号 省令29第15条第2項第12号
	<p>(3) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)における指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)の方針は、省令28第2条(省令29第2条)に規定する基本方針及び省令28第15条第1項及び第2項(省令29第15条第1項及び第2項)に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところとなっているか。</p>				省令28第15条第3項 省令29第15条第3項
	<p>① 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成後、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の実施状況の把握(利用者(障害児)についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)が必要であると認められる場合には、利用者等(障害児等)に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定(通所給付決定)に係る申請の勧奨を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第3項第1号 省令29第15条第3項第1号
	<p>② 相談支援専門員(又は相談支援員)は、モニタリングに当たっては、利用者(障害児)及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項(児童福祉法第6条の2の2第9項)に規定する主務省令(内閣府令)で定める期間ごとに利用者の居宅等(障害児の居宅)を訪問し、利用者等(障害児等)に面接するほか、その結果を記録しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第3項第2号 省令29第15条第3項第2号
	<p>③ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の変更について、省令28第15条第2項第1号から第9号まで及び第12号から第14号まで(省令29第15条第2項第1号から第7号まで及び第10号から第12号まで)の規定を遵守しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第15条第3項第3号 省令29第15条第3項第3号

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	いない	事例なし	
	④ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者(障害児)がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者(障害児等)が指定障害者支援施設等(指定障害児入所施設等)への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等(指定障害児入所施設等)への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第3項第4号 省令29第15条第3項第4号
	⑤ 相談支援専門員(又は相談支援員)は、指定障害者支援施設、精神科病院等(指定障害児入所施設等)から退所又は退院しようとする利用者(障害児)又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条第3項第5号 省令29第15条第3項第5号
	※ 相談支援員については、(2)⑩から⑭まで及び(3)③の業務を単独で行うことはできないものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関与することが必要である。					障発0330第二2(11)
12 テレビ電話装置等の活用	(1) 相談支援専門員(又は相談支援員)は、テレビ電話装置等を活用して利用者(障害児)に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行う場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。					省令28第15条の2 省令29第15条の2
	① 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者(障害児)が告示176(告示233)に定める地域(特別地域)に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)と当該利用者(障害児)の居宅等との間に一定の距離があるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条の2第1項第1号 省令29第15条の2第1項第1号
	② 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者(障害児)の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第15条の2第1項第2号 省令29第15条の2第1項第2号
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	(1) 事業者は、利用者等(障害児等)が他の事業者の利用を希望する場合その他利用者等(障害児等)から申出があった場合には、当該利用者等(障害児等)に対し、直近のサービス等利用計画(障害児支援利用計画)及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第16条 省令29第16条
14 計画相談支援対象障害者等に関する市への通知	(1) 事業者は、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を受けている計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第17条 省令29第17条
15 管理者の責務	(1) 管理者は、指定計画相談支援(障害児相談支援)事業所の相談支援専門員(又は相談支援員)その他の従業者の管理、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第18条第1項 省令29第18条第1項
	(2) 管理者は、指定計画相談支援(障害児相談支援)事業所の相談支援専門員(又は相談支援員)その他の従業者に、第1から3(省令28第2章及び省令29第2章)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第18条第2項 省令29第18条第2項
16 運営規程	(1) 事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。 <input type="checkbox"/> ① 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> ③ 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> ④ 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供方法及び内容並びに利用者等(障害児相談支援対象保護者)から受領する費用及びその額 <input type="checkbox"/> ⑤ 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 <input type="checkbox"/> ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> ア 虐待の防止に関する担当者の選定 <input type="checkbox"/> イ 成年後見制度の利用支援 <input type="checkbox"/> ウ 苦情解決体制の整備 <input type="checkbox"/> エ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等 <input type="checkbox"/> オ 省令28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること <input type="checkbox"/> ⑧ その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		省令28第19条 省令29第19条 障発0330第二2(15)

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
17 勤務体制の確保等	(1) 事業者は、利用者等(障害児等)に対し、適切な指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員(又は相談支援員)その他の従業員の勤務の体制を定めているか。 ◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第1項 省令29第20条第1項 障発0330第二の2(16)①
	(2) 事業者は、指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)ごとに、当該指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)の相談支援専門員(又は相談支援員)に指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員(又は相談支援員)の補助の業務については、この限りでない。 ◎ 事業所の従業員によって指定計画相談支援(障害児相談支援)を提供すべきことを規定したものであるが、この従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従事者を指すものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第2項 省令29第20条第2項 障発0330第二の2(16)②
	(3) 事業者は、相談支援専門員(又は相談支援員)の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ◎ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加機会を計画的に確保すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第3項 省令29第20条第3項 障発0330第二の2(16)③
	(4) 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第4項 省令29第20条第4項
18 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者(障害児)に対し指定特定相談支援(障害児相談支援)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第1項 省令29第20条第1項
	(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第2項 省令29第20条第2項
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第20条第3項 省令29第20条第3項
19 設備及び備品等	(1) 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第21条 省令29第21条
	① 事務室 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。もともと、事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障発0330第二の2(19)
	② 受付等のスペースの確保 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえないようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 設備及び備品等 指定計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 衛生管理等	(1) 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第22条第1項 省令29第22条第1項
	(2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第22条第2項 省令29第22条第2項
	(3) 事業者は、指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。 <input type="checkbox"/> ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 <input type="checkbox"/> ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第22条第3項 省令29第22条第3項

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
21 掲示等	(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援(障害児相談支援)の実施状況、相談支援専門員(又は相談支援員)の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 なお、体制整備加算を算定する場合には、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第23条第1項 省令29第23条第1項 障発0330第二(19①)
	(2) 指定計画相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めているか。 なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、体制整備加算に関する事項については、第1項による事業所内に掲示だけでなく、公表することが必要になるので留意すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第23条第2項 省令29第23条第2項 障発0330第二(19②)
	(3) 事業者は、(1)の事項を記載した書面を事業者に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(2)による掲示に代えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第23条第3項 省令29第23条第3項
22 秘密保持等	(1) 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第24条第1項 省令29第24条第1項
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者(障害児)又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第24条第2項 省令29第24条第2項
	(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者(障害児)又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者(障害児)又はその家族の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第24条第3項 省令29第24条第3項
23 広告	(1) 当該事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第25条 省令29第25条
24 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	(1) 事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)の相談支援専門員(又は相談支援員)に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第26条第1項 省令29第26条第1項
	(2) 相談支援専門員(又は相談支援員)は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成又は変更に関し、利用者等(障害児等)に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第26条第2項 省令29第26条第2項
	(3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成又は変更に関し、利用者(障害児)に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第26条第3項 省令29第26条第3項
25 苦情解決	(1) 事業者は、利用者(障害児)又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◎ 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第1項 省令29第27条第1項 障発0330第二(22①)
	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第2項 省令29第27条第2項
	(3) 事業者は、その提供した指定計画相談(指定障害児相談支援)に関し、法第10条第1項(児童福祉法第57条の3の2第1項)の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者(障害児)又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第3項 省令29第27条第4項
	(4) 事業者は、提供した指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に関し、法第11条第2項(児童福祉法第57条の3の3第4項)の規定により県知事が行う報告若しくは相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者(障害児)又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第4項 省令28第27条第5項
	(5) 事業者は、その提供した指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に関し、法第51条の27第2項(児童福祉法第24条の34第1項)の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者(障害児)又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第5項 省令29第27条第3項
	(6) 事業者は、県知事、市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を県知事、市又は市長に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第6項 省令29第27条第6項
	(7) 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第27条第7項 省令29第27条第7項

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
26 事故発生時の対応	(1) 事業者は、利用者等(障害児等)に対する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供により事故が発生した場合は、県、市、当該利用者(障害児)の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第28条第1項 省令29第28条第1項
	(2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第28条第2項 省令29第28条第2項
	(3) 事業者は、利用者等(障害児等)に対する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第28条第3項 省令29第28条第3項
	(4) 上記(1)から(3)のほか、以下の点に留意すること。				障発0330第二2(23)
	① 利用者等(障害児等)に対する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ事業者が定めているか(事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
27 虐待の防止	(1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。 <input checked="" type="checkbox"/> ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 <input type="checkbox"/> ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第28条2 省令29第28条2
28 会計の区分	(1) 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第29条 省令29第29条
29 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第30条第1項 省令29第30条第1項
	(2) 事業者は、利用者等(障害児等)に対する指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を提供した日から5年間保存しているか。 <input type="checkbox"/> ① 省令28第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 <input type="checkbox"/> ② 個々の利用者(障害児)ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 <input type="checkbox"/> イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画(障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画) <input type="checkbox"/> ロ アセスメントの記録 <input type="checkbox"/> ハ サービス担当者会議等の記録 <input type="checkbox"/> ニ モニタリングの結果の記録 <input type="checkbox"/> ③ 偽りその他不正の行為によって計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の支給を受け、又は受けようとしているときの市への通知に係る記録 <input type="checkbox"/> ④ 苦情の内容等の記録 <input type="checkbox"/> ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第30条第2項 省令29第30条第2項
30 電磁的記録等	(1) 事業者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの((2)を除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第31条第1項 省令29第31条第1項
	(2) 事業者及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者(障害児)である場合には当該利用者(障害児)の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省令28第31条第2項 省令29第31条第2項

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	いない	非該当 事例なし	
第4 変更の届出等						
1 変更の届出等	(1) 事業者は、当該指定に係る指定計画相談支援(指定障害児相談支援)事業所の下記に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 <input type="checkbox"/> 事業所の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 <input type="checkbox"/> 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 <input type="checkbox"/> 事業所の平面図 <input type="checkbox"/> 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項 <input type="checkbox"/> 役員の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第51条の25第3項 規則第34条の60第2項 児福法第24条の32第1項 児福法規則第25条の26の7第1項
	(2) 事業者は、当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その一月前までに、次に掲げる事項を当該事業者の事業所の所在地を管轄する市長に届け出ているか。 <input type="checkbox"/> 廃止し、又は休止しようとする年月日 <input type="checkbox"/> 廃止し、又は休止しようとする理由 <input type="checkbox"/> 現に指定計画相談支援を受けている者に関する次に掲げる事項 <input type="checkbox"/> イ 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置 <input type="checkbox"/> ロ 現に指定計画相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申し出の有無 <input type="checkbox"/> ハ 引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援を継続的に提供する他の指定特定相談支援者の名称 <input type="checkbox"/> 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第51条の25第4項 規則第34条の60第3項 児福法第24条の32第2項 児福法規則第25条の26の7第3項
第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い						法第51条の17第2項 児福法第24条の26第2項
1 基本事項	(1) 指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要する費用の額は、厚生労働省及び子ども家庭庁が定めた「計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)単位数表」により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。(ただし、その額が現に当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要した費用の額を超えるときは、当該指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要した費用の額となるか。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第51条の17第2項 児福法第24条の26第2項
	(2) (1)の規定により指定計画相談支援(指定障害児相談支援)に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示125の二 告示126の二

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
2 計画相談支援費等の算定					
(1) サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)	<p>(1) サービス等利用支援費(障害児支援利用援助費)は、事業者が計画相談支援対象障害者(障害児相談支援対象保護者)に対して指定サービス利用支援(障害児支援利用援助)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)(Ⅰ)</p> <p>次に掲げるいずれにも該当。 ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 イ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 ウ 24時間常時連絡できる体制を整備し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 エ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。 オ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 カ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 キ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。 ク 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 ケ 取扱件数が40未満であること。</p> <p>② 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)(Ⅱ)</p> <p>(1) 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 (2) ①のイ～ケに該当</p> <p>③ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)(Ⅲ)</p> <p>(1) 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。 (2) ①のイ、エ～ケに該当</p> <p>④ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)(Ⅳ)</p> <p>(1) 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。 (2) ①のイ、エ～カ、ケに該当</p> <p>※ 同一敷地内における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(市が認めた場合に限る。)と兼務可。そのほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えない(④を除く。)</p> <p>※ 次のア～エのいずれかを満たさない場合は、サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)は算定できない。 ア サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成に当たってのアセスメントに係る利用者(障害児)の居宅等への訪問による利用者(障害児)及びその家族への面接等(省令28第15条第2項第7号、省令29第15条第2項第6号) イ サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の利用者(障害児)又はその家族への説明並びに利用者(障害児)又は保護者の文書による同意(省令28第15条第2項第10号及び第13号、省令29第15条第2項第8号及び第11号) ウ サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)及びサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の利用者(障害児)又は保護者及び担当者への交付(省令28第15条第2項第11号及び第14号、省令29第15条第2項第9号及び第12号) エ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(省令28第15条第2項第12号、省令29第15条第2項第10号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表1の注1 告示126別表1の注1 平18障発第四の1(1)
(2) 継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)	<p>(1) サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)に準ずる</p> <p>継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)の算定月の取扱いについて</p> <p>継続サービス利用支援(継続障害児支援)については、モニタリング期間ごとに継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)の実施予定月の翌月となった場合であって、市がやむを得ないと認めたときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助)を算定できる。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である。(以下(3)から(7)において同じ。)</p>				告示125別表の注1 告示126別表の注1 平18障発第四の1(1) 平18障発第四の1(4)
(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の適用について	<p>(1) 取扱件数の取扱いについて</p> <p>基本単位のサービス利用支援(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援(Ⅰ)又は(Ⅱ)を区分するための取扱件数については、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。))を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。))の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。))で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。</p>				平18障発第四の2(3)

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
	(2) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(3)において算定した件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。				平18障発第四の3(1)
(4) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて	(1) 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の注4 平18障発第四の1(5)
(5) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について	(1) 事業者が同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等(保護者)に対して指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行った後に、指定サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行った場合には、継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)に係る所定単位数を算定していないか。 ◎ 計画相談支援費(障害児支援利用援助費)については、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)を行った場合には、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)は算定せず、サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)のみ算定しているか。なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たって指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行った場合には、サービス利用支援費(障害児支援利用援助)及び継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)の両方を算定できるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注5 告示126別表の1の注4 平18障発第四の1(6)
(6) 居宅介護支援費重複減算	(1) 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) 相談支援専門員(又は相談支援員)が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注6
	(2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 相談支援専門員(又は相談支援員)が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注7
(7) 介護予防支援費重複減算	(1) 相談支援専門員(又は相談支援員)が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位所定単位数から減算しているか。 ◎ (6)居宅介護支援費重複減算及び(7)介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注8 平18障発第四の1(7)
(8) 情報公表未報告減算	(1) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注9
(9) 業務継続計画未策定減算	省令28第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※ 令和7年3月31日までの間、減算対象とはならない。				告示125別表の1の注11
(10) 虐待防止措置未実施減算	(1) 省令28第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注11
(11) 特別地域加算	(1) 告示176(告示233)に定める地域(特別地域)に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(告示125別表の1の注3及び注4に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注12
(12) 地域生活支援拠点等機能強化加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター(告示180第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。)1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の1の注13

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
3 利用者負担上限管理加算	<p>(1) 事業者が、省令28第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>◎ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者(障害児)が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者(障害児)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が、負担上限額を实际に超えているか否かは算定の条件としない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>告示125別表の2</p> <p>告示126別表第2</p> <p>平18障発第四の4準用(第二の2(1)の⑱)</p>
4 初回加算	<p>(1) 事業者において、新規にサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の厚生労働大臣が定める基準の一に定める基準(◎)に適合する場合は、所定単位数を加算しているか。</p> <p>◎ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 新規にサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する場合 指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービスを利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する場合についても含まれる。 イ サービス等利用計画を作成する月の前6月間において障害福祉サービス(障害児通所支援)及び地域相談支援を利用していない場合 ウ 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合</p> <p>※ テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。 ※ 上記ウの要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数を加算するものである。ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>告示125別表の3</p> <p>告示126別表第3</p> <p>平18障発第四の5準用</p>
5 主任相談支援専門員配置加算	<p>(1) 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。(兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨である。) 次に掲げる区分に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 主任相談支援専門員配置加算Ⅰ</p> <p>(一) 事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。 (二) 主任相談支援専門員が行うべき事項 主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。</p> <p>② 主任相談支援専門員配置加算Ⅱ</p> <p>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(二)のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等への主任相談支援専門員の協力</p> <p>◎ 「主任相談支援専門員」(平30厚労告示115) 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、次に定める内容以上の研修課程を修了し、当該研修の過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 3時間 ・ 運営管理に関する講義 3時間 ・ 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 13時間 ・ 地域援助技術に関する講義及び演習 11時間 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>告示115</p> <p>告示116</p> <p>平18障発第四の6</p>

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
6 入院時情報連携加算	<p>(1) 計画相談支援対象障害者等(障害児通所支援を利用する障害児)が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等(当該障害児)の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等(当該障害児)に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等(当該障害児)1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>◎ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>◎ 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。 なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 医療機関へ向いて、当該病院等の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、必要な情報提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続 情報提供を行った日時、場所(医療機関へ向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の5 告示126別表の5 告示180三 平18障発第四の7
7 退院・退所加算	<p>(1) 病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院・入所等をしてきた計画相談支援対象障害者等が退院・退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院・退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合を除く。)</p> <p>◎ 退院・退所加算の取扱いについて(抄)</p> <p>(3) 手続 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の6 平18障発第四の8
8 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>(1) 指定特定相談支援事業者が、利用者(障害児)が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算しているか。</p> <p>また、利用者(障害児)が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>① 指定居宅介護支援事業所等への情報提供 ② 利用者等への訪問による面接(指定居宅介護支援等の利用関係) ③ 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催 ④ 雇用先事業所等への情報提供 ⑤ 利用者等への訪問による面接(利用者等の雇用関係) ⑥ 雇用先事業所等が開催する会議への開催</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の7 平18障発第四の9
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>(1) 計画決定月及びモニタリング対象月において、次の①から③のいずれかの業務を行った場合に、1月にそれぞれの単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。</p> <p>① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等事業者を除く。)の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でサービス利用支援(障害児支援利用援助)又は継続サービス利用支援(障害児支援利用援助)を行った場合</p> <p>② 利用者(障害児)への通院同行 利用者(障害児)が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者(障害児)に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)</p> <p>③ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者(障害児)に関する必要な情報を提供した場合</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の8 告示126別表の8 平18障発第四の10

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
	<p>◎ 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 連携の対象機関 医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。</p> <p>② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に係る者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に係る者や支援関係者を加えることが望ましい。</p> <p>③ 利用者への通院同行 通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。 なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</p> <p>④ 福祉サービス等提供機関への情報提供 次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。 (一) 病院等、訪問看護事業所 (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関 なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。 また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。</p> <p>(2) 手続 7の退院・退所加算の取扱い(3)の規定を準用する。</p>					
10 集中支援加算	<p>(1) 計画決定月及びモニタリング対象月以外において、次の①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、利用者(障害児)1人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>① 利用者等への訪問による面接 利用者等又は市の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合</p> <p>② サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合</p> <p>③ 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合</p> <p>④ 利用者(障害児)への通院同行 利用者(障害児)が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者(障害児)に係る必要な情報を提供した場合</p> <p>⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者(障害児)に関する必要な情報を提供した場合</p> <p>(1)算定にあたっての留意事項</p> <p>① 連携の対象機関 定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。</p> <p>② 利用者等への訪問による面接 利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。</p> <p>③ サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議の開催に当たっては、省令28(省令29)に規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>④ 関係機関が開催する会議への参加 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。また、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>⑤ 利用者への通院同行 9の医療・保育・教育機関等連携加算の取扱い(1)の③の規定を準用する。</p> <p>⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供 9の医療・保育・教育機関等連携加算の取扱い(1)の④の規定を準用する。 ※頻回に算定が必要となる利用者(障害児)については、モニタリング期間を改めて検証する必要がある。</p> <p>(2) 手続 面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の9 告示126別表の9 平18障発第4の11	

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
11 サービス担当者会議実施加算	<p>(1) 指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用援助)を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の実施状況(計画相談支援対象障害者等(障害児の継続的な評価を含む)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該計画相談支援対象障害者等(当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児)1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>◎ 算定に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、省令28第15条第2項第12号(省令29第15条第2項第10号)に規定するとおりとする。 サービス担当者会議において検討して結果、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の変更を行った場合は、サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。 サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の10 告示126別表の10 平18障発第4の12
12 サービス提供時モニタリング加算	<p>(1) 指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)が、当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)がサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成した計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援(障害児通所支援)の提供場所を訪問し(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して)、障害福祉サービス又は地域相談支援(障害児通所支援)の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等(相談支援支給対象保護者に係る障害児)1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談対象障害者等(当該支給対象保護者)の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。</p> <p>◎ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録するものとする。 また、その記録を5年間保管し、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 ② サービス提供時の利用者(障害児)の状況 ③ その他必要な事項 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件(相談支援員の場合は19件)を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の11 告示126別表の11 平18障発第4の13
13 行動障害支援体制加算	<p>(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 行動障害支援体制加算Ⅰ</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</p> <p>(一) 対象となる障害者</p> <p>支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者(以下「強度行動障害児」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(障害支援区分、利用サービス、加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</p> <p>(二) 対象者への支援</p> <p>研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</p> <p>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児(告示181第6号のイの(3)に規定する表(児基準)の合計点数が20点以上である児童)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</p> <p>② 行動障害支援体制加算Ⅱ</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。</p> <p>当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の12 告示126別表の12 告示180の四 平18障発第4の14

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等	
		ある	ない	いない	非該当 事例なし		
14 要医療児者支援体制加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。					告示125別表の13 告示126別表の13	
	① 要医療児者支援体制加算Ⅰ 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。 (一) 対象となる障害者 支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「対象医療的ケア児者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。 (二) 対象者への支援 研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示180の五 平18障発第4の15	
	② 要医療児者支援体制加算Ⅱ 医療的ケア児等に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	◎ 留意事項 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。						
15 精神障害者支援体制加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。					告示125別表の14 告示126別表の14	
	① 精神障害者支援体制加算Ⅰ 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ次の要件を満たす場合に算定するものである。 (一) 対象となる障害者 支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者がある場合に、全ての利用者に対して加算することとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる。 (二) 対象者への支援 研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児福法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 (三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。 保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとする。 また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示180の六 平18障発第4の16	
	② 精神障害者支援体制加算Ⅱ 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	◎ 留意事項 精神障害者等からの利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。						

確認項目	点検項目	点検結果			根拠法令等
		ある	ない	事例なし	
16 高次脳機能障害支援体制加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。				
	① 高次脳機能障害支援体制加算Ⅰ 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。 (一) 対象となる障害者 支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。 ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウ その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。) (二) 対象者への支援 研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 高次脳機能障害支援体制加算Ⅱ 高次脳機能障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	◎ 留意事項 高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。				
17 ピアサポート体制加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)は、1月につき所定単位数を加算しているか。 ◎ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (ア) 障害者又は障害者であったと市長が認める者であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援員として従事する者 (イ) 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 ② ①に掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。 ③ ①に掲げる者を配置している旨を公表していること。 ◎ 算定にあたっての留意事項 ① 研修の要件 障害者ピアサポート研修とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。 ② 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。 ア 身体障害者 身体障害者手帳 イ 知的障害者 (ア) 療育手帳 (イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 ウ 精神障害者 次のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。) (ア) 精神障害者保健福祉手帳 (イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等) (ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 (エ) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。) (オ) 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること)等 エ 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 オ その他都道府県が認める書類又は確認方法 ◎ 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	告示125別表の15 告示126別表の15 平18障発第4の18 平18障発第2の3

確認項目	点検項目	点検結果				根拠法令等
		ある	ない	非該当	事例なし	
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下この注において「要支援者」という。)が指定短期入所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか(当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示125別表の16
19 地域体制強化共同支援加算	(1) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に省令28第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示125別表の17
20 遠隔地訪問加算	(1) 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、4の初回加算、6の入院時情報連携加算(入院時情報連携加算(I)を算定する場合に限る。)、7の退院・退所加算、8の居宅介護支援事業所等連携加算(②及び⑤に限る。)、9の医療・保育・教育機関等連携加算(①及び②に限る。))又は10の集中支援加算(①及び④に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、4の初回加算については、4のウに規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		告示125別表の18